

【参考資料】

広報ゆがわら等広告掲載取扱要綱の一部を改正する告示新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
(広告の掲載申込み等) 第7条 広告を掲載しようとする者 (以下「申込者」という。)は、 広報ゆがわらへの掲載については 掲載希望月の <u>前月7日</u> までに、町 民カレンダーへの掲載については 別に町長が定める日までに広報ゆ がわら及び町民カレンダー広告掲 載申込書(様式第1号)に広告の 原稿案を添えて町長に提出しなけ ればならない。 2 (略)	(広告の掲載申込み等) 第7条 広告を掲載しようとする者 (以下「申込者」という。)は、 広報ゆがわらへの掲載については 掲載希望月の <u>前々月の末日</u> まで に、町民カレンダーへの掲載につ いては別に町長が定める日までに 広報ゆがわら及び町民カレンダー 広告掲載申込書(様式第1号)に 広告の原稿案を添えて町長に提 出しなければならない。 2 (略) 附 則 この告示は、公表の日から施行す る。	